



浦添市公告第 218 号

放置自動車の撤去命令について

浦添市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条令第 11 条第 3 項及び同条例施行規則第 6 条の規定により、下記の放置自動車について撤去命令を公告する。

令和 8 年 8 月 4 日

浦添市長 松本 哲治



記

1. 放置場所 浦添市字経塚 549, 551-2 番地付近
2. 当該車両 別紙参照
3. 命令年月日 令和 8 年 8 月 4 日

履行期限 令和 9 年 2 月 4 日

4. 撤去命令後、履行期限を経過してもなお撤去しない場合は『浦添市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の第 6 条第 3 項』の法令により、本市で撤去及び処理し、これらに要した費用を徴収する。

以上





